様式第１－１号（第１０条関係）

建築保全業務請書

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　鹿沼市長 　　　宛

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　 　　受注者

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 |  |
| 建築物の所在地 |  |
| 履行期間 | 年　　　月　　　日　から  　　　　　　　年　　　月　　　日　まで |
| 契約金額 |  |

※　契約額の年割額、各年度の履行期間、各年度の支払日及び金額は、別紙のとおりとする。

　上記の業務を、次の条項により履行することをお請けします。

１　頭書の業務を、頭書の履行期間内に別冊の設計書、図面及び鹿沼市建築保全業務特記仕様書（以下これらを総称して「設計図書」という。）に基づき完成すること。

２　この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。

３　業務の施行に関しては、すべて貴職の指定した施設管理担当者の指揮監督に従うこと。

４　業務の施行が設計図書に適合しない場合において、貴職又は施設管理担当者から設計図書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、契約金額の増額又は期限の延長の請求はできないこと。

５　受注者の責めに帰す理由によって、頭書の完成期日に、業務を完成することができないときは、その理由を明らかにして期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅延違約金（未済部分の委託料相当額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率）を支払い、業務を完成すること。

６　業務が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後、業務委託料の請求ができること。

７ この請書が長期継続契約の場合、この請書に係る翌年度以降の予算の減額又は削除があったときは、契約の変更又は解除もありうること。

８　上記により受注者に損害が発生した場合の賠償額は、当事者協議のうえ定めるものとする。

９　本書に定めない事項については、必要に応じて当事者協議のうえ定めるものとする。